

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第2 陸上関係 4 その他 〔(1)～(13) 略〕 (14) 狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局 〔ア～ウ 略〕 エ 伝送の質 〔(ア)～(ウ) 略〕 (エ) 混信保護 〔A・B 略〕 C 同一周波数の場合(高低調波等の不要発射等が受信機通過帯域内にある場合を含む。)の受信機入力における所要D/Uは、次表を標準とする。</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第2 陸上関係 4 その他 〔(1)～(13) 略〕 (14) 狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局 〔ア～ウ 同左〕 エ 伝送の質 〔(ア)～(ウ) 同左〕 (エ) 混信保護 〔A・B 同左〕 C 同一周波数の場合(高低調波等の不要発射等が受信機通過帯域内にある場合を含む。)の受信機入力における所要D/Uは、次表を標準とする。</p>
変調方式	D/U(dB)
変調方式	D/U(dB)

[略] [略]

ただし、設備規則第 58 条の 2 の 12 に規定する無線設備(QPSK(15k)は除く。)の再送信子局であって、複数の再送信子局から同一波を発射する場合において送信タイミングを同期することにより同一波干渉を低減する場合にあっては次表に定める値を標準値とする。

変調方式	D/U(dB)
<u>4FSK(15k)</u>	<u>8.3(BER=1×10⁻⁴相当、基準 D/U=2.3dB、同一波干渉機器マージン 2dB、D/U 変動マージン 2dB、音声品質マージン 2dB)</u>
<u>QPSK(7.5k)</u>	<u>10.3(BER=1×10⁻⁴相当、基準 D/U=2.3dB、同一波干渉機器マージン 4dB、D/U 変動マージン 2dB、音声品質マージン 2dB)</u>
<u>16QAM(15k)</u>	<u>11.6(BER=1×10⁻⁴相当、基準 D/U=1.6dB、同一波干渉機器マージン 6dB、D/U 変動マージン 2dB、音声品質マージン 2dB)</u>

注 送信タイミングを同期することにより同一波干渉を低減する場合は、GPS の基準信号等による補正

[同左] [同左]

[新設]

により、当該複数局の送信点相互の偏差は次表の
範囲内であること。

当該複数局の送信点相互の周波数偏差	0.1Hz 以下
当該複数局の送信点相互の送信タイミング偏差	2 μ s 以下

[D・E 略]

[オ 略]

[(15)~(17) 略]

[D・E 同左]

[オ 同左]

[(15)~(17) 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。